

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定
根拠法令・条項	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第57条</p>
所管課	障害福祉部 障害者更生相談所
審査基準	<p>次に掲げる事項を満たしていること。</p> <p>1 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に更生（育成）医療の対象となる身体障害者の治療を行っていること。</p> <p>2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについての体制が整備されていること。 また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。 なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。</p> <p>（1）心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。</p> <p>（2）心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。 なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。</p> <p>（3）腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。</p> <p>（4）腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。</p> <p>（5）肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。</p>

と。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的な HIV 感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

(7) 薬局にあつては、複数の医療機関から処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造等が確保されていること。

(8) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に更生（育成）医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために必要な職員を配置していること。

3 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

(2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後から通算して 5 年以上であること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第 16 条の 2 第 1 項の規程に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

(3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、1 及び 2 に掲

	<p>げる要件のほか、次の事項についても審査すること。</p> <p>ア. 中枢神経に関する医療 これまでの研究・診察経験と更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること</p> <p>イ. 心臓移植に関する医療 心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。 なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。</p> <p>ウ. 腎臓に関する医療 血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。</p> <p>エ. 腎移植に関する医療 腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。</p> <p>オ. 小腸に関する医療 中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法についての10例以上の臨床経験を有していること。</p> <p>カ. 肝臓移植に関する医療 生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。 なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。</p> <p>キ. 歯科矯正に関する医療 これまで研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容に関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	指定にあたっては、「地方社会福祉審議会」の意見を聴くこととしており、開催日の属する翌月1日を指定日としている。